

当日配布資料

戦略企画雇用経済常任委員会
所管事項説明資料

(5) 三重県中小企業振興条例（仮称）について

追加資料

平成 25 年 10 月 3 日

雇用経済部」

三重県中小企業振興条例(仮称)検討会等の役割・構成について

三重県中小企業振興条例（仮称）検討分科会

役割等 三重県中小企業振興条例（仮称）」の制定に向けて、基本的な考え方、並びに今後の施策の方向性等について議論を行う。

構 成 県内中小企業の経営者10名

【㈱佐藤製作所 代表取締役社長 佐藤栄氏、㈱ICDAホールディングス 代表取締役 向井弘光氏、㈱中尾製作所 代表取締役社長 中尾修也氏、㈱中川製作所 代表取締役社長 中川雅弘氏、㈱光機械製作所 代表取締役社長 西岡慶子氏、㈱タケカワダイヤツル 代表取締役 竹川博子氏、㈲二軒茶屋角屋本店 代表取締役社長 鈴木成宗氏、㈱ヤクカワエンターブライズ 代表取締役社長 菊川厚氏、㈱ナベル 代表取締役社長 永井規夫氏、㈲ヤマショウ 代表取締役 服部正孝氏】

三重県中小企業振興条例（仮称）検討分科会専門委員 7名

(5名のアドバイザリーボード委員を除く)

三重県中小企業振興条例（仮称）検討分科会専門委員会

役割等 検討分科会の専門部会としての位置づけで、下記12名の専門委員で構成。条例の基本的な考え方（基本理念・県の責務・基本的な施策の方針等）並びに今後の施策の方向性等について、検討分科会での議論のベースとなる部分について、専門的立場から議論を行う。

構 成 学識経験者 政策研究大学院大学特任教授 神井弘之氏、

大阪商業大学教授 余野博行氏、

三重大学特任教授 佐々木宜彦氏

有識者 国立科学博物館 鈴木一義氏

専門家 公認会計士 井熊信行氏、弁護士 楠井嘉行氏、

企業経営者 田嶋雅美氏

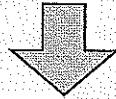
「みえ産業振興戦略」アドバイザリーボード委員

L L C 場所文化機構代表 後藤健市氏、

三重大学副学長 西村訓弘氏、

三重県中小企業団体中央会会長 佐久間裕之氏、

宮崎本店社長 宮崎由至氏、帝京大学教授 和田正武氏



三重県中小企業振興条例（仮称）検討会

役割等 三重県中小企業振興条例（仮称）検討分科会での議論などを踏まえ、下記の中小企業の振興・支援に関わる団体の代表者等と意見交換を行う。

構成案 中小企業の振興・支援に関わる次の団体の代表者等で構成

中小企業に関する団体、中小企業支援機関、教育機関（大学を含む）、金融機関、市町関係団体、「みえ産業振興戦略」アドバイザリーボード委員（一部）、三重県中小企業振興条例（仮称）検討分科会委員（一部）

三重県中小企業振興条例（仮称）検討分科会（専門委員会） におけるこれまでの審議経過（第1回～第3回）

1. 第1回専門委員会（平成25年7月30日（火）、津市内）

（条例全般について）

- ・中小企業の振興は、融合、ネットワーク（連携）、「人」が中心になる。条例には、骨格となる軸をしっかりと記述すること。
- ・「世界の中で三重県が果たせること」、「日本の中で三重県が果たせること」、「三重県ができること」を理念とすること。
- ・県だけでなく、オールジャパン的な発想でやっていくことも必要。
- ・企業は自助努力が基本ではあるが、中小企業者には絶えず将来の展望を持ちながら挑戦することを求める中で、弱者をどう支援するかの視点が重要。

—地域の特色—（三重県の独自性を出すための視点）

- ・三重県の独自性や環境を活用して、産業、観光を伸ばしていくこと。
- ・県民、行政、教育機関が、めざす人材づくり、県の存在意義を定義づけ、県の立ち位置を確立すること。

（経営革新・支援制度について）

- ・中小企業者の経営課題の解決に向けて、それぞれの役割分担を定義づけること。
- ・未納税（又は納税困難な）企業の切り捨てではなく、納税（優良）企業化していくための支援が重要。
- ・一律ではなく、県内の中小企業の実情、段階に応じて支援すること。
- ・過去の債務が大きく、新規の設備投資が困難な企業への支援に取り組むことで、新規の設備投資を促し生産性向上を図る仕組が必要。
- ・潜在ポテンシャルがありながら何らかの制約があり、成長（挑戦）を阻害されている中小企業者がチャレンジできる仕組が必要。

（人材育成について）

- ・日本のものづくり産業を牽引している県であることを県民、中小企業者自身が自覚し、それを継承していくための人材育成に大学等との連携が必要。
- ・中小企業の経営者には、広い視野を持って物事を考える視点が重要であり、世界を見て、知ってもらうことが必要。
- ・必要とする企業への人材の流動化を進めるため、求職情報の把握、人材が流動できるネットワークづくりが必要。
- ・サービス産業では、接客することが主体であり、多くは接客する人に委ねられることから、優れた人材の育成・確保こそが生産性向上に結びつく。人に対する支援が重要であり、科学的手法を用いたプロセスマネジメントを構築し、全国初、世界で最先端のサービス産業に成長させること。

(ものづくり産業の振興について)

- ・自社の価値や強みを認識させ、めざす企業像を明確化させることが重要。
- ・中小企業は、素晴らしい技術や製品に関する情報を発信していく力が弱い。
- ・大学や行政が触媒となり、同業種交流や同地域連携、異業種連携を進めていくことで、自らの強みに気づき、お互いの向上につながる。

(外部連携について)

- ・異業種交流（連携）でなく、同業種交流も事業再生の一つの手法になる。
- ・やる気のある企業がチャレンジできる、次に進める仕組が必要。

(サービス産業の振興について)

- ・生産性の向上への取組が遅れているサービス産業においては、連携が重要であり、異業種等との連携や融合、ネットワークの構築など、ものづくり産業ですでに取り組んでいることをバランスよく取り込んでいくこと。

(小規模企業者について)

- ・小規模企業者が果たしている役割に光をあて、チャレンジできる環境整備をしていくこと。
- ・自らグローバルな企業をめざす（めざしている）中小企業者は心配ないが、海外にも出られないような、いわゆる10人未満くらいの小規模、零細の中小企業者をどうするか。それらの企業が抱える後継者問題、廃業などの課題にきめ細やかに応えることができる支援体制が必要である。

(顕彰について)

- ・素晴らしい技術や製品を持つ中小企業を掘り起こし、顕彰して、知事が称えることで、ブランド力の構築や情報発信力を高め、販路拡大や新事業展開につなげていくこと。

(県の役割などについて)

- ・県民は「三重県には、ものづくり産業において世界でも圧倒的なハイエンドな技術を持っている中小企業がある」ことを自覚すること、中小企業者は「プライドを持って技術（事業）を継承していく」こと、県は「中小企業が持つ技術の継承を支えていく人材を育成する（又は支援する）」ことがそれぞれの役割である。
- ・県や大学、研究機関などは触媒となって、人と人、企業と企業などをつなぐ役割を果たすこと。

2. 第2回専門委員会（平成25年8月27日（火）、東京都内） (理念及び目的などについて)

- ・全ての産業において特徴的（独創的）で、他から瞠目される県にしていくことが大事であり、その中で、やる気はあるが経済的又は人材の問題でアクションを起こせない企業者を支援していくべき。
- ・県が、「中小企業にはこうあってほしい」という明確なビジョンを示し、何故、中小企業を守る、支援するかを、県民にアピールすること。
- ・創業意欲のある企業者と中小企業を支えてきた基盤産業をうまく結びつけることができれば、競争力向上につながる。そのためには、創業支援が有効である。
- ・三重の歴史・資源を背景にしながら、自信を持って地域のブランド力を作り上げること。その際、ものづくり、サービス、県内（地域）、国内、あらゆる枠を超えて取り組むことが大切である。
- ・商店街など小規模事業者自身の変革を促し、「共生」していくことが大事であり、そのために共通のプロセスマネジメントが必要である。
- ・条例には、三重県の魅力を発信するための表現やネーミングを考えること。
- ・条例そのものによって、強力なメッセージを発信することも必要。例えば「チャレンジする」、「意欲のある」企業を支援していくことを理念とすること。
- ・「創業支援」、「枠を超える」、「あらゆるイノベーションを歓迎する」など、三重県が日本を牽引していく（気持ちの）中で、三重県の歴史・資源を見直しながらイノベーションを起こすこと。

（人材育成について）

- ・地域も企業も、人がすべて。したがって、その“人”が新しいことにどんどん挑戦する気持ちを持ち、行動続けるようにしていくために、地域が、行政が、何ができるのか、どう支援できるのかを考え、それを実行するための裏付けを条例に書き込んでいくことが必要である。

3. 第3回専門委員会（平成25年9月17日（火）、東京都内）

（条例全般について）

- ・中小企業は、地域に拠点を置いて、地域の雇用や社会を支えているということ
が重要であり、地域で事業を継続していくために、新たなことに挑戦しようと
するなど意欲のある企業を支援していくことが大切である。
- ・条例には、中小企業が果たしている役割を再定義すること。
- ・「ヒト」という点を強調し、継続的にイノベーションできる組織づくり、人づく
りを定義すること。
- ・県民と価値観を共有できるよう、中小企業の振興が県民の幸福実感に寄与する
ことを定義すること。

（基本理念について）

- ・中小企業の振興は「モノ・ヒト・コト」であり、中小企業が作った製品や仕組
みなどをブランド化して、中小企業の強みや良さの再認識につなげていくこと。

（県ほか関係機関の役割について）

- ・「中小企業者」と「小規模企業者」に分けて明示し、小規模企業者にしっかりと
光をあてていることをはつきりさせること。
- ・大企業の役割は、中小企業の取組に対して温かい目で見てほしい、応援してほ
しいということ。

（中小企業の経営支援の仕組・制度について）

- ・中小企業の経営・資金面での支援について、県としてどこを伸ばしていく（支
援していく）のか明確にし、具体的な方向性を示すこと。
- ・仕組・制度を作つて終わりではなく、新たにコーディネイトしていく組織の構
築とともに、中小企業支援に取り組む理由の明示が必要。
- ・支援制度の利便性の向上を図る一方、企業が自立、成長していくための取組も
必要で、企業を本物にしていくこと、計画を着実に実行することが重要。

（情報発信について）

- ・中小企業の経営者は、相対的に自社の強みや良さに気づいていない。それらを
従業員にも発信し、県民にも発信していくこと。
- ・中小企業が発信する情報をコーディネイトするなど情報の受発信について、県
としてどういう支援策が望ましいか検討すること。

（事業承継等について）

- ・伝統的産業の継承の重要性を考え、三重県で操業していく企業を守ること。

（新たな販路拡大について）

- ・「新たな販路拡大」は、中小企業にとって重視すべきことであり、条例に盛り込
むべき。